

# 特記仕様書

## 第1章 総 則

### 第1条 適用範囲

本特記仕様書は、宮若市（以下「発注者という」）「座主瀬橋（外1橋）橋梁補修設計業務」（以下「本業務」という）に摘要するものとし、受託者（以下「受注者」という）が遵守すべき事項を定めるものである。

### 第2条 総則

- 1) 本業務は、請負契約書、設計図書、その他関連基準書並びに本特記仕様書に基づいて実施する。尚、業務に際して使用する基準書等は業務計画書に明記し監督員の承諾を得ること。
- 2) 本特記仕様書等に明記なき事項並びに本業務に関して疑義が生じた場合は本業務監督員と協議の上その指示に従うこと。
- 3) 本業務に関し知り得た知識は第三者に漏らしてはならない。また、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。
- 4) 本業務委託時に発注者が提供した資料は、業務完了後、提出書類とともに返還すること。

### 第3条 業務目的

本業務は宮若市が管理する道路橋の長寿命化修繕計画策定に基づく点検結果にて損傷に対する対策の必要性が生じたため、橋梁補修設計業務一式を行うものである。

### 第4条 遵守する関係法令等

作業実施にあたっては、本特記仕様書による他、下記の関係法令等に準拠して実施する。

- 1) 設計業務等委託共通仕様書（福岡県 県土整備部）
- 2) 道路橋補修便覧（昭和54年2月（社）日本道路協会）
- 3) 道路橋補修・補強事例集（平成24年3月（社）日本道路協会）
- 4) 道路橋示方書・同解説（平成29年11月（社）日本道路協会）
- 5) コンクリート標準示方書（維持管理編）（2013年度版（社）土木学会）
- 6) コンクリートのひび割れ調査、補修・補強指針2013（日本コンクリート工学協会）
- 7) コンクリート診断技術 '19（日本コンクリート工学協会）
- 8) 鋼道路橋防食便覧（平成26年3月（社）日本道路協会）
- 9) 道路橋支承便覧（平成16年4月（社）日本道路協会）
- 10) 道路橋床版防水便覧（平成19年3月（社）日本道路協会）
- 11) 防護柵の設置基準・同解説（平成16年3月（社）日本道路協会）
- 12) 宮若市橋梁長寿命化修繕計画（平成26年2月 宮若市土木建設課）
- 13) 宮若市契約規則及び財務規則
- 14) その他関係法令及び諸規則

### 第5条 管理技術者及び照査技術者

本業務を履行する上で、管理技術者及び照査技術者は、橋梁点検、調査及び設計に関する実務経験と十分な知識を有し、1) 及び2) を両方満たす者とする。

- 1) 技術士（総合管理部門：建設-鋼構造及びコンクリートか建設部門：鋼構造及びコンクリート）
- 2) コンクリート診断士（コンクリート構造物の設計・補修等に関する業務実績を有する者に限る）  
同種・類似業務の実績経験があるもの。管理技術者は、照査技術者を兼務することができない。

ただし、専任で有る必要はない。

#### 第6条 疑義

本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合については、「発注者」「受注者」協議をその都度行い、「発注者」の指示に従うものとする。

#### 第7条 提出書類

「受注者」は契約締結後速やかに下記の書類を「発注者」に提出し、「発注者」の承認を受けた後、本業務に着手するものとする。また、これを変更する場合も同様とする。

- 1) 業務計画書
- 2) 着手届
- 3) 業務工定表
- 4) 技術者届
- 5) その他「発注者」が必要と認める書類

#### 第8条 工程管理

「受注者」は、業務工程表及び精度管理基準に基づき適正な工程、精度管理等を行い、随時「発注者」に報告するものとする。

#### 第9条 損害賠償

「受注者」は、本業務によって生じた事故、賠償等に対してはその責任を負い、損害賠償等の請求があった場合は「受注者」の責任において、その一切を処理するものとする。

#### 第10条 検査

「受注者」は、業務完了に先立ち「発注者」所定の手続きを経てその完了検査を受けるものとし、その検査合格をもって完了とし、成果品の引渡しを行うものとする。

#### 第11条 履行機関

本業務の履行期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

#### 第12条 成果品の帰属

本業務による成果品の著作権は「発注者」に帰属するものとする。

#### 第13条 資料の貸与

本業務の実施にあたり、下記の資料を「発注者」は「受注者」に貸与するものとする。なお、「受注者」は貸与された資料等の取り扱い及び保管を慎重に行い、業務上必要であっても「発注者」の承諾なくして複製してはならない。「受注者」は、業務完了後速やかに「発注者」へ返納するものとする。また、「受注者」は貸与された資料に、破損ならびに滅失、盗難等のないように慎重に取り扱わなければならない。

- 1) 橋梁長寿命化修繕計画策定業務 報告書
- 2) 1) に関する橋梁点検業務 報告書
- 3) 橋梁台帳
- 4) 橋梁位置図
- 5) その他

## 第2章 細 則

### 第14条 業務内容

内容は以下の通りとする。

#### 1) 設計計画

本業務に関する契約図書、橋梁台帳等の関係資料及び橋梁点検結果等を整理し、本業務の内容を十分に把握して業務計画を立案・作成するものとする。

#### 2) 現地調査

対象橋梁に発生している劣化損傷状況について、損傷位置、損傷範囲、損傷程度、損傷数、漏水の有無等、劣化要因等を詳細に調査し、場合によっては検査ハンマーによる打音調査を実施し、全体の損傷状態を把握するものとする。なお、対象橋梁に発生している劣化損傷状況の原因追及のために必要となる調査・試験を実施し、調査結果の取りまとめを行う。

表1 調査・試験内容

調査・試験	内 容
コア採取（復旧含む）計2本	コア採取機を用いてφ50～100mmの大きさとコンクリートコアを採取する。コア採取は鉄筋調査で鉄筋の位置を確認してから行うものとし、採取後はポリマーセメントモルタルで復旧する。
圧縮強度試験 計2箇所	採取したコアを成形し、圧縮強度試験機にかけ載荷する。最大荷重を供試体の断面積で除して、圧縮強度を求める。
中性化深さ試験 計2本	採取したコアの表面にフェノールフタレイン1%溶液を吹き付け変色しない深さを測定し、深さ方向に対しての中性化の進行を測定する。
反発硬度試験 計2箇所	コンクリート表面をリバウンドハンマーで打撃し、その反発度（硬度）から圧縮強度を求める。
鉄筋探査 計2箇所	コンクリート表面から電磁波レーダーにて鉄筋探査を行い、内部の鉄筋位置を把握してコア採取位置の確定、鉄筋のかぶり及び配筋ピッチを調査する。
舗装厚調査 計1箇所	舗装面をはつり、橋面防水工の設置の有無を確認するとともに、舗装厚を確認する。

#### 3) 補修要否判定

関係資料の整理及び現地調査等での結果を踏まえ補修要否の判定を行う。

#### 4) 補修工法の検討

各部材の健全度及び損傷発生要因等を総合的に判断し、最も適切と判断される対策方針を検討し、対策工法を選定する。

#### 5) 補修設計

確認された調査結果をもとに選定された対策工法で補修設計を行う。

また、補修対象箇所は下記の通りとし、詳細調査により新たな損傷が発見された場合は、監督職員と協議のうえ、補修設計を行うものとする。

表2 補修対象箇所一覧

対象橋梁	対 象 箇 所
座主瀬橋	主桁、床版、下部構造、その他（土砂詰まり等）
芳ヶ谷1号橋	下部構造、その他（路面の凹凸、土砂詰まり等）

6) 施工計画

損傷の補修設計に対応する施工要領書、施工計画図、工事工程の計画、立案を行う。なお、作業構台、河川内の仮締切工、瀬替え（河川の流下能力検討を含む）などの付帯工種の設計および検討が必要な場合は、監督員と別途協議する。選定した施工方法に対して、施工手順、施工図の作成（仮設計画図を含む）、工事工程、数量計算、照査、報告書の作成を行う。

7) 設計図

補修対策工事に必要な詳細設計図の作成を行う。（表2を対象）

8) 数量計算

作成した設計図面を基に補修対策工事の工種ごと数量計算書の作成を行う。（表2を対象）

9) 照査

照査技術者による照査を行う。

10) 報告書作成

各項目について報告書として取りまとめを行う。

11) 概算工事費算出

補修数量及び施工計画に基づき、概算工事費の算定を行う。

12) 設計協議

本業務の協議は、原則として以下の通りとする。なお、業務着手時及び成果品納入時は管理技術者が立ち会うものとする。

- ・業務着手時
- ・中間時（2回）
- ・成果品納入時
- ・その他監督職員が必要と認めた場合

13) 関係機関打合せ協議（1機関）

県管理河川のため、業務にあたり関係機関との打合せを行う。（座主瀬橋）

以 上